

○むかわ町企業の誘致に関する条例

平成20年3月12日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、町における新たな産業立地を促進するため、町内に工場及び特定施設の新設又は増設をしようとする者に対し、優遇措置を講ずることにより、地域の活力を更に高め雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場 物の製造又は加工施設をいう。
- (2) 特定施設 試験研究施設、ソフトウェアハウスのほか、これらに類するものをいう。
- (3) ソフトウェアハウス 他人の需要に応じて電子計算機のプログラムの作成を行う施設をいう。
- (4) 新設 新たに工場及び特定施設を設置することをいう。
- (5) 増設 工場及び特定施設を有する者が既存のものを拡張する場合で、従業員の増加並びに製造能力、加工能力及び試験研究能力等の増加を伴う工場及び特定施設の増築若しくは改築又は移転をいう。

(優遇措置の対象)

第3条 この条例による優遇措置は、町の地域経済の発展に寄与し、かつ公害を防止するための適切な措置が講じられた次の各号のすべてに該当する工場及び特定施設(以下「工場等」という。)を新設し、又は増設する者に対して行う。

- (1) 固定資産(土地を除く。)の取得価格が3,000万円を超えるもの
- (2) 新設にあっては工場等の操業を開始した日における雇用者(日々雇い入れる者を除く。以下同じ。)の数が10人以上(試験研究施設、ソフトウェアハウスにあっては5人以上)、増設にあっては、当該増設に係る工場等の操業を開始した日における雇用者の数が5人以上増員となるもの

(指定の申請等)

第4条 優遇措置の適用を受けようとする事業者は、規則に定めるところにより、町長に指定の申請をしなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、優遇措置適用の事業者として指定(以下「指定事業者」という。)したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 指定事業者は、前項の指定の通知から優遇措置の決定を受けるまでの間に、工場等の新設又は増設に係る事業計画に変更がある場合は、町長に変更の承認を受けなければならない。

(優遇措置)

第5条 町長は、指定事業者に対し、次に掲げる優遇措置を行うものとする。

- (1) 新設又は増設した工場等に係る固定資産(土地を除く。)に対して課される固定資産税の課税の免除
 - (2) 雇用助成金の交付
 - (3) 工場等の新設のための便宜の供与
- 2 町長は、前項第1号に規定する固定資産税の課税の免除等の優遇措置を行うに当たっては、優遇措置の申請までに、固定資産税の課税の免除等の措置を行うかを決定するものとする。

(固定資産税の課税の免除)

第6条 町長は、指定事業者に対し、むかわ町税条例(平成18年むかわ町条例第63号)の規定にかかるらず、固定資産税の課税の免除をすることができる。

2 前条第1項第1号に規定する固定資産税の課税の免除は、当該工場等の操業を開始した日以後、最初に課される年度から3年度分の固定資産税(土地を除く。)とし、その免除額が1億円を超えるときは、1億円とする。

(雇用助成金)

第7条 第5条第1項第2号に規定する雇用助成金は、次の各号のいずれにも該当する者(以下「新規雇用者」という。)を雇用した指定事業者に対し、交付する。

- (1) 工場等の新設又は増設に伴い、規則で定める常時雇用者として新たに雇用された者
- (2) むかわ町に住所を有して1年以上経過している者、又は町長が特に認めた者

2 雇用助成金は、新設又は増設した工場等の新規雇用者の数に20万円を乗じて得た額(その額が5千万円を超えるときは、5千万円)とする。

3 雇用助成金は、当該工場等の操業を開始した日から1年を経過した日において、雇用している新規雇用者の数に基づき交付する。

(便宜の供与)

第8条 町長は、優遇措置を受けることができる指定事業者に対し、必要と認めるものの便宜を供与することができる。

(優遇措置の申請)

第9条 指定事業者は、第5条第1項に規定する優遇措置を受けようとするときは、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

(地位の継承)

第10条 町は、指定事業者が優遇措置を受けている期間中に、相続、合併、譲渡及びその他の事由により当該工場等の所有者に変更が生じた場合においても、その工場等を継承する者に対し、引き続き優遇措置を行うものとする。ただし、規則の定めるところにより、町長にその事由を届け出なければならない。

(優遇措置の取消し)

第11条 町長は、指定事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、優遇措置の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により優遇措置を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 立地した工場等の操業を休止又は廃止したとき。
- (4) この条例及びこの条例に基づく規則又は協定に違反したとき。

(優遇措置の返還等)

第12条 町長は、指定事業者が前条第2号に該当し、又は、工場等の操業の開始の日から3年以内に同条第3号に該当したことにより優遇措置を取り消された場合は、既に受けた優遇措置の全部又は一部の返還を命じることができる。

(報告及び調査)

第13条 町長は、指定事業者に対し、当該工場等の建設、操業及び雇用等の状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(協定の締結)

第14条 町長は、工場等の新設又は増設に関し指定事業者と協議し、第3条から第13条までの条件について必要な協定を締結することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月14日条例第15号)
この条例は、平成23年4月1日から施行する。